

ご契約のしおり 定款・約款



しおり番号：202501E

ニッセイ 学資保険



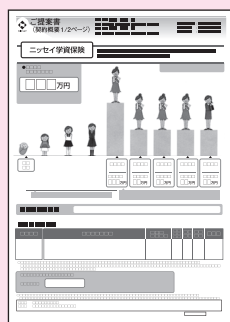
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

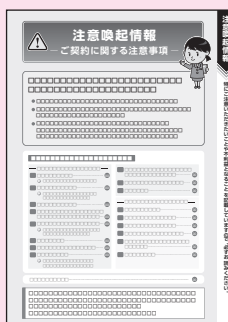
これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



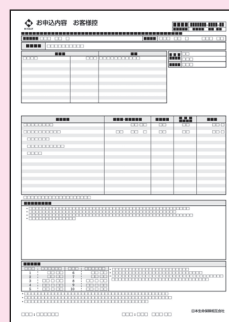
（ご提案の際または申込みの際にお渡ししています）

注意喚起情報



（申込みの際にお渡ししています）
（「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款（共通版）」の巻頭に記載）

お申込内容 お客様控



（申込みの際にお渡ししています）

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」について

注意喚起情報

特にご注意くださいことや不利益となることを記載しています。



ご契約のしおりー定款・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

お客様ID等に関する 規程（個人向け）

お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。
契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、
契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。

申込みの際にお渡ししています「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款（共通版）」の巻頭に記載

P.3～

規程-3～

ご契約のしおり 3

ご契約のしおりをお読みいただくにあたって 4

目的別もくじ 6

ご契約にあたって

1 「ニッセイ学資保険」の特徴 8

2 申込みに際して 1 1

○ご契約の成立 1 1

○クーリング・オフ制度 1 1

○申込みに際してのご留意点 1 3

3 申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合 1 4

4 健康状態等の告知義務 1 5

5 責任開始（保障の開始）と契約日 1 8

6 お子さまの出生前に加入する場合 1 9

しくみ

7 保障内容 2 0

8 後継保険契約者 2 3

9 配当金 2 4

保険料の払込み

10 保険料の払込方法 2 5

11 保険料の払込期月・保険料期間 2 7

12 保険料の払込みの案内とご契約の解除 2 9

保険金等の請求やお支払い

13 保険金等の請求 3 0

14 指定代理請求人による請求 3 4

15 保険金等のお支払い時の保険料の精算 3 6

16 保険金等をお支払いできない場合 3 7

ご契約後の取扱い

17 解約と解約払戻金 4 0

18 契約貸付制度 4 3

19 ご契約後の保障内容の見直し 4 6

20 契約者等の変更 4 7

21 住所等の変更に伴う手続き 4 9

22 生命保険と税金 5 0

その他生命保険に関するお知らせ

23 その他生命保険に関するお知らせ 5 2

○個人情報の取扱い 5 2

○個人情報保護方針 5 3

○生命保険契約者保護機構 5 5

○支払査定時照会制度 5 7

○財産的基礎の充実 5 8

○相互会社運営 5 9

保険用語の説明	60
---------	----

規程	規程-1
----	------

○ 定款	規程-3
------	------

○ 約款	規程-7
------	------

契約基本約款（こども・学資）	規程-10
----------------	-------

学資保険（有配当 2013）給付約款	規程-20
--------------------	-------

保険料口座振替扱特約	規程-29
------------	-------

別表	規程-31
----	-------

○ ログインID利用規程	規程-33
--------------	-------

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が交付されました、
次の表に記入のうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号			—						契約日		年		月		日
契約者															
被保険者															

■ 保險契約

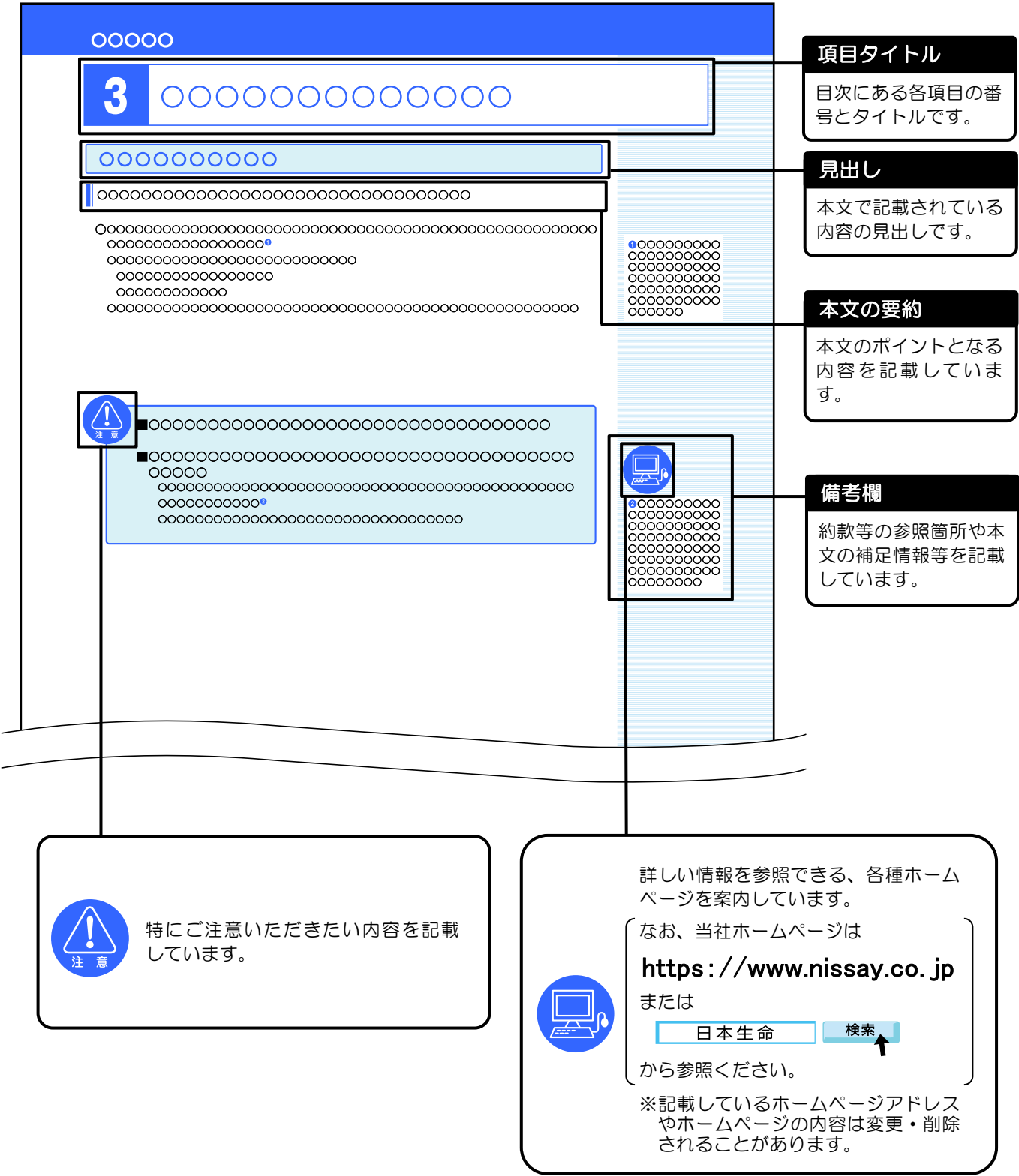
○今回加入した保険契約は次のとおりです。

支払事由の詳細については、「7. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

学資保険 お子さまの大学等の進学費用や学費の負担等に備える保険 P20

ご契約のしおりの見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について
知りたい



1. 「ニッセイ学資保険」
の特徴

P8

7. 保障内容

P20

申込みを撤回したい



2. 申込みに際して
・クーリング・オフ
制度

P11

告知義務について知りたい

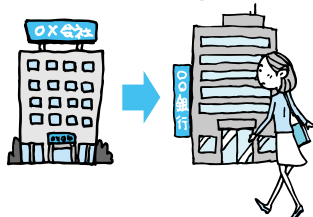


4. 健康状態等の告知義務

P15

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



10. 保険料の払込方法

P25

いつまでに保険料を払込
むのか知りたい



11. 保険料の払込期月・
保険料期間

P27

保険料の払込みが
できなかった



12. 保険料の払込みの
案内とご契約の
解除

P29

ご契約後について

保障内容を見直したい



19. ご契約後の保障内容
の見直し
・保障見直し制度 等

P46

解約したい



17. 解約と解約払戻金

P40

受取人（契約者）を
変更したい



20. 契約者等の変更

P47

保険用語の意味については、「[保険用語の説明](#)」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい



5. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P18**

保険料の負担を減らしたい



19. ご契約後の保障内容の見直し
・基準保険金額の減額 **P46**

住所・名前等が変わった



21. 住所等の変更に伴う手続き **P49**

税金について知りたい



22. 生命保険と税金 **P50**

契約者や被保険者が死亡した場合等



13. 保険金等の請求 **P30**

保険金等の請求の流れについて

受取人が請求できない場合



14. 指定代理請求人による請求 **P34**

※保険金等のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

保険金等のお支払いの対象になるか？

7. 保障内容 **P20**

保険金等をお支払いできない場合



16. 保険金等をお支払いできない場合 **P37**

手続きについては、ニッセイTOTALパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

<ニッセイコールセンター>

0120-201-021（通話料無料）

<ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）>

0120-147-369（通話料無料）

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
（祝日、12/31～1/3を除く）

1 「ニッセイ学資保険」の特徴

「ニッセイ学資保険」の特徴

「ニッセイ学資保険」は、お子さまを被保険者とし、ご両親、ご親族、その他そのお子さまを扶養される方のうち1人を契約者として、お子さまの教育資金を着実に準備することができる保険です。^①

○お子さまの大学等の進学費用や学費の負担にあわせて学資年金^②をお支払いします。

○契約者が死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。

○教育資金準備のバリエーションとして、ご契約時にこども祝金^③の有無を選択できます。

給付の種類別の型

小学校・中学校・高校の
入学費用等に備える
こども祝金の有無

こども祝金なし型

選択

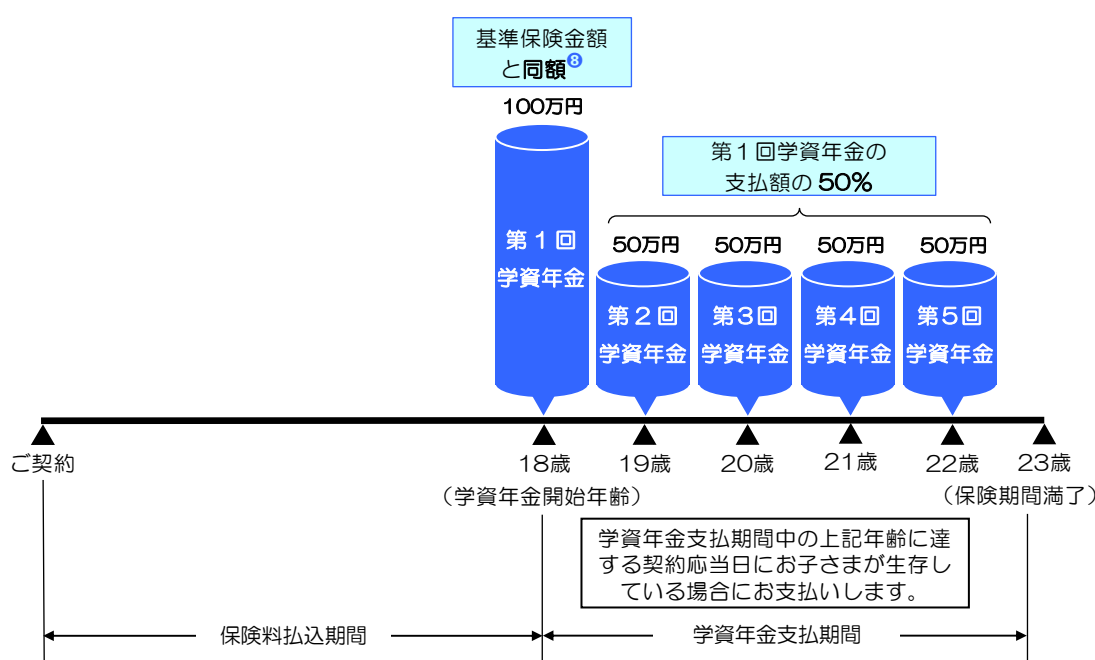
こども祝金あり型

こども祝金なし型

《「こども祝金なし型」のイメージ》

【例】基準保険金額^④ : 100万円
学資年金開始年齢^⑤ : 18歳

被保険者の契約年齢 : 0歳
保険料払込期間^{⑥⑦} : 18年



① お子さまの出生前に加入することもできます。

詳細は、「6. お子さまの出生前に加入する場合」を確認ください。

② 学資年金

学資年金支払期間中の契約当日にお子さまが生存しているときにお支払いします。

③ こども祝金

次の満年齢に達した日の直後の2月1日にお子さまが生存していたときにお支払いします。

- ・ 5歳10カ月
- ・ 11歳10カ月
- ・ 14歳10カ月

④ 基準保険金額

学資年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。

⑤ 学資年金開始年齢

ご契約の際に約定した学資年金のお支払いが開始される年齢をいいます。学資年金開始年齢を保険期間中に変更することはできません。

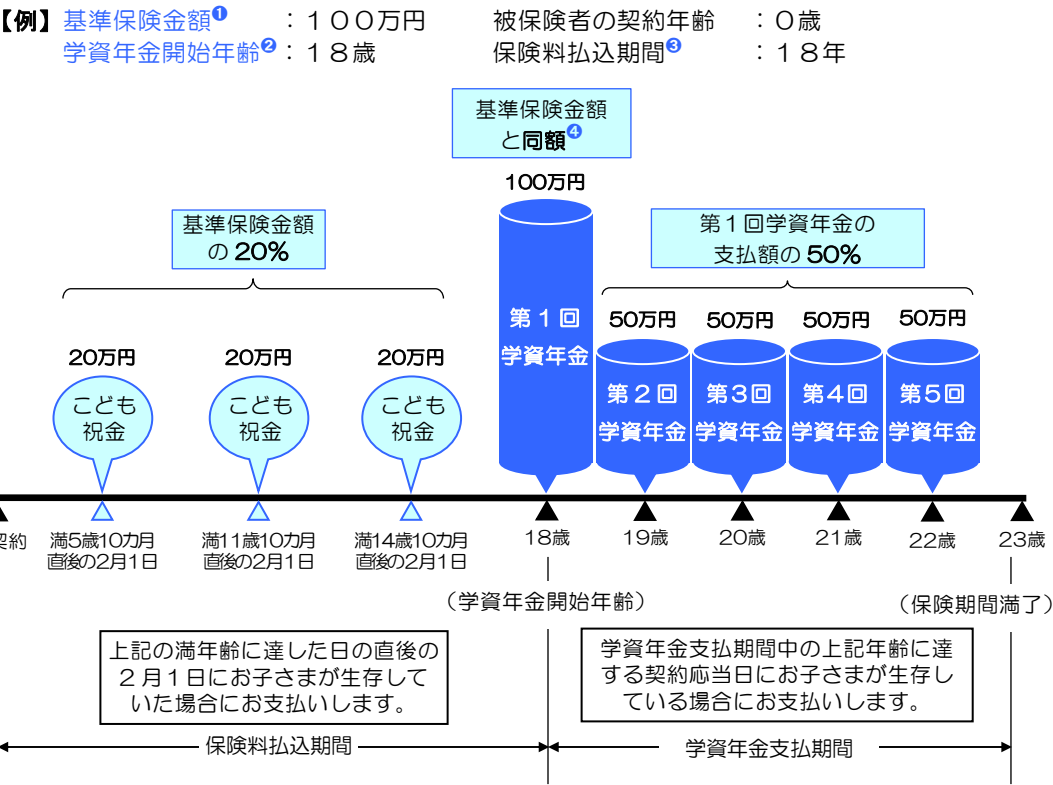
⑥ 保険料払込期間が、学資年金開始年齢までの期間より短い場合もあります。

⑦ 保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。

⑧ 契約貸付金の残高や配当金がある場合は、支払額が変更となります。これにより、第2回目から第5回目までの学資年金の支払額も変更となります。

こども祝金あり型

＜「こども祝金あり型」のイメージ＞

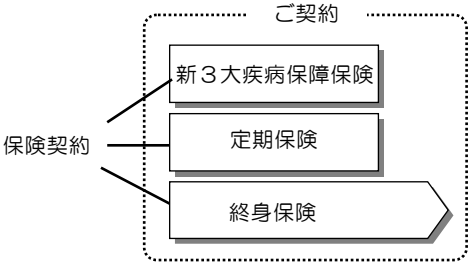


- ①基準保険金額**
学資年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。
- ②学資年金開始年齢**
ご契約の際に約定した学資年金のお支払いが開始される年齢をいいます。学資年金開始年齢を保険期間中に変更することはできません。
- ③保険料払込期間中**
に契約者が死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。
- ④契約貸付金の残高**
や据置かれたこども祝金、または配当金がある場合は、支払額が変更となります。これにより、第2回目から第5回目までの学資年金の支払額も変更となります。

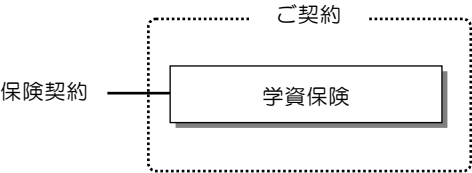


- ご契約時に選択した型（こども祝金の有無）を変更することはできません。
- 据置かれたこども祝金が学資年金開始日まで全く活用されずに学資年金の支払額の増額にあてられた場合、同じ保険料のこども祝金なし型に加入した方が学資年金の総受取額が高くなる場合があります。

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^⑤
また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。^⑥



学資保険のように、1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^⑥



「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

- ⑤**この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。
- ⑥**特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

基準保険金額別の保険料単価

加入するご契約の基準保険金額によって**保険料単価**^①が異なります。

○加入するご契約の基準保険金額によって、次のとおり、3段階で保険料単価が異なります。

【例】給付の種類：型：こども祝金なし型 契約者の契約年齢：30歳 契約者の性別：男性
被保険者の契約年齢：0歳 学資年金開始年齢：18歳 保険料払込期間：18年
保険料の払込回数：月払 保険料の払込方法：口座振替扱

基準保険金額	100万円以上	70万円以上 100万円未満	70万円未満
保険料単価	1,313円	1,343円	1,373円

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

新たなご契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。

①保険料単価

基準保険金額10万円あたりの保険料をいいます。

②前納

「10. 保険料の払込方法」の「保険料の払込回数」参照



■減額により基準保険金額が変更された場合には、保険料単価が変更されることがあります。

■保険料を**前納**^②する場合、前納時の保険料単価は、基準保険金額が70万円未満の保険料単価となりますが、毎年保険料として充当する際の保険料単価は、ご契約の基準保険金額にもとづいた保険料単価となります。（保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。）

約款の構成

○保険契約の約款（普通保険約款）は、「契約基本約款（こども・学資）」と「給付約款」で構成されます。

- 保険契約に適用される基本的な事項は「契約基本約款（こども・学資）」にまとめて規定しています。
- 保険金等のお支払いができる場合等は、保険契約の「給付約款」に規定しています。

（1）契約基本約款（こども・学資）

○契約基本約款（こども・学資）では、ニッセイ学資保険に適用される基本的な契約事項について規定しています。

＜規定内容の例＞

- ・告知義務、告知義務違反による解除
- ・保険契約の責任開始
- ・保険料の払込み
- ・保険料の払込みの催告とご契約の解除
- ・基準保険金額の減額

（2）給付約款

○給付約款では、保険金等のお支払いに関する事項等について規定しています。

＜規定内容の例＞

- ・保険金等をお支払いできる場合
- ・保険金等をお支払いできない場合
- ・保険契約者に対する貸付

2

申込みの際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

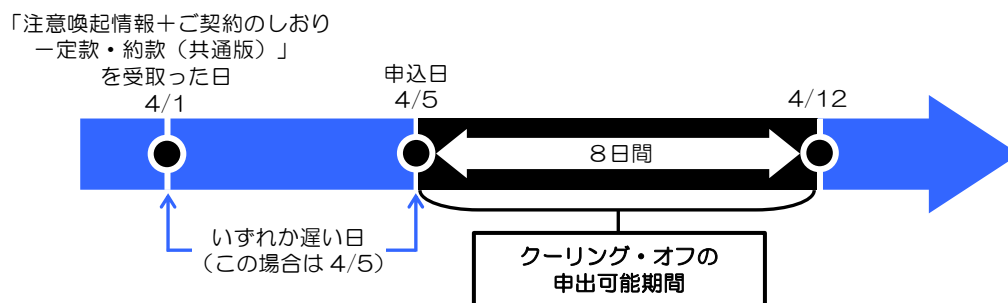
①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

○ご契約の申込日または「注意喚起情報＋ご契約のしおり一定款・約款（共通版）」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

《例》



○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。



■当社指定の医師による診査後の場合は、クーリング・オフ制度は利用できません。

※具体的な申出方法（書面・電磁的記録）については次ページを確認ください。

次ページにつづく

《申出方法（書面・電磁的記録）》

【書面の場合】

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により前ページの期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

＜記載事項＞

- ・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思
（理由の記載は任意）
- ・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

（記入例）

日本生命保険相互会社 行

私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）〇〇〇〇〇〇

申込者（契約者） 日生 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目×番地×号

生年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

【電磁的記録の場合】

- ・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
- ・当社ホームページから前ページの期間内（8日以内）に申出ください。
- ・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・マイナンバーカード（表面）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

当通知書にはご契約の基準保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が交付されましたら、申込内容と相違がないか確認ください。

万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ交付します。

「契約内容通知書」を紛失した場合、再交付はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにて確認いただけます。

（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

(3) 「お客様番号（お客様ID）のお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ID）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ID）発行」ならびに「暗証番号・パスワード登録」等について案内します。^③

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

②お客様番号（お客様ID）のお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただいております、「お客様番号（お客様ID）」をお持ちのお客様には送付しません。



③「お客様番号（お客様ID）」等の詳細は、「ログインID利用規程」および当社ホームページ等を確認ください。

3

申込みに際して現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

＜現在のご契約について不利益となる点＞

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

＜新しいご契約について不利益となる点＞

保障内容	<u>新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。</u> 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・育英年金 ・契約者の所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</u> ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</u> ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 ^②
	<u>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</u> ・新しいご契約の責任開始の日 ^③ を起算日として、告知義務違反 ^④ による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しいご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しいご契約が解除・取消となることがあります。
	<u>新しいご契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^⑤</u>
保険料の払込みの免除	現在のご契約のままであれば、保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しいご契約では、責任開始の日から3年以内の契約者の自殺について、保険料の払込みを免除することができないことがあります。

①詳細は、「12. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「18. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③責任開始の日
「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

④告知義務違反
「4. 健康状態等の告知義務」参照

⑤詳細は、「17. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

4

健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①
 また、契約者を変更する場合も、変更後の契約者は、変更時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^{①②}

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

- 告知事項は「告知書^③」に記載しています。
 また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 告知にあたり、生命保険募集人^④が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。



■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
 「告知書」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
 生命保険募集人や当社の確認担当職員^⑤には告知を受ける権限がありません。
 そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

①告知に加え、診査が必要となる場合があります。

②第1回学資年金支払基準日が到来している場合等、告知が不要となる場合があります。

③告知書
 当社所定の端末を使用する方法を含みます。

④生命保険募集人
 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

⑤確認担当職員
 当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社はご契約を解除することがあります。

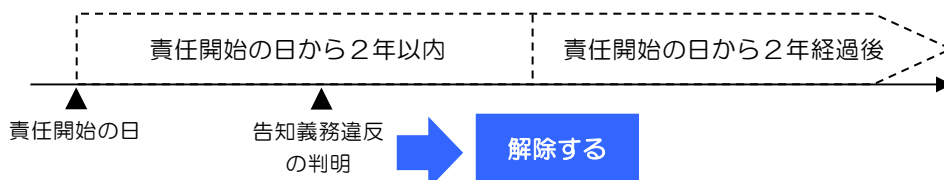
○契約者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。（*）

この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。^①

○告知義務違反によるご契約の解除に関する取扱いは、「責任開始^②の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

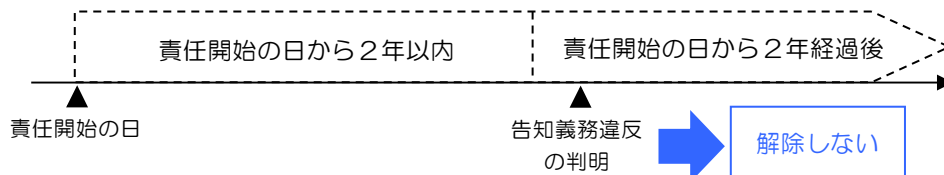
《責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
この場合、保険料の払込みの免除を行いません。



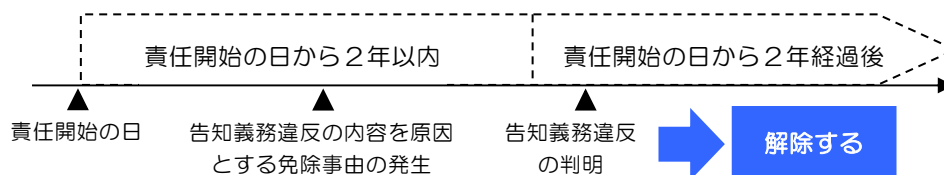
《責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

この場合、保険料の払込みの免除を行いません。



○ご契約を解除した場合でも、保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険料の払込みの免除を行います。

○告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消^③を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（*）告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社はご契約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社はご契約を解除することがあります。

① 未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

② 責任開始

「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③ 詐欺による取消

「16. 保険金等をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合のご契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

○傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

○告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。

- ・申込内容どおり引受ける。
- ・今回はお断りする。

5

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始 (保障の開始)

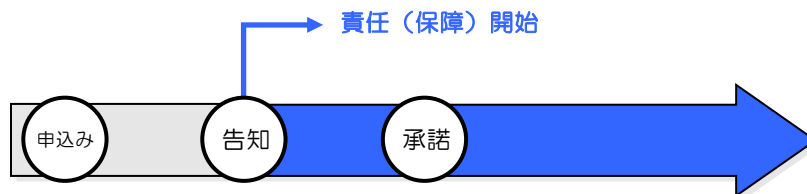
当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者の告知がすべて完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。^①

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書](#)^②」を交付します。

《責任開始 (保障の開始) の例》

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者の告知がすべて完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



① 契約者を変更した場合の取扱いについては、「20. 契約者等の変更」の「契約者の変更」を確認ください。

② **契約内容通知書**
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

契約日

契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、保険料口座振替扱特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌1日となります。

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

6

お子さまの出生前に加入する場合

学資保険は、お子さまの出生予定日の140日前から加入することができます。

※お子さまが生まれた際には、すみやかに当社まで連絡ください。

○お子さまが複数で生まれた場合、次の人を被保険者とします。

- ・契約時に戸籍上の順位により被保険者を指定した場合：指定したお子さま
- ・契約時に指定しなかった場合：戸籍上、先順位のお子さま

○お子さまが生まれる前に保険料の払込みの免除事由に該当した場合（契約者が死亡した場合）は、将来の保険料の払込みを免除します。



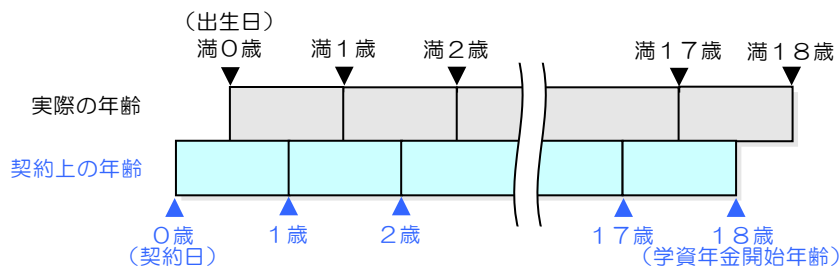
■出生のご連絡がない場合、当社がお子さまの出生の事実を確認できないまま保険料を払込みいただくことになるため、お子さまが生まれた際には、すみやかに当社まで連絡ください。

■万一、お子さまが生まれなかった場合、学資保険は無効として取扱います。また、戸籍上の順位により被保険者を指定した場合、指定したお子さまが生まれなかった場合も、学資保険は無効として取扱います。^①
この場合、すでに払込まれた保険料を契約者に払戻しますので、すみやかに当社まで連絡ください。

■お子さまの出生前に学資保険に加入した場合、お子さまの契約上の年齢は契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。そのため、学資年金開始年齢（17歳または18歳）と実際の年齢が異なることがあります。

具体例

学資年金開始年齢：18歳



○保険期間は契約上の年齢にもとづきます。

お子さまの出生前に学資年金開始年齢が18歳の学資保険に加入した場合、学資年金開始日のお子さまの実際の年齢は17歳となり、18歳の誕生日をむかえる前に学資年金開始日が到来します。

①この場合、契約者が死亡していたときでも保険料の払込みの免除はできません。

7

保障内容

お支払いできる場合

学資年金開始日^①および以後の毎年学資年金支払基準日^②に被保険者が生存している場合、契約者に5回目まで学資年金をお支払いします。

「こども祝金あり型」を選択した場合、小学校、中学校、高校に入学する時期にこども祝金をお支払いします。

「16. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①学資年金開始日

被保険者の年齢が、学資年金開始年齢に到達する契約応当日をいいます。

②学資年金支払基準日

学資年金支払基準日は次のとおりです。

- ・第1回目：学資年金開始日
- ・第2回目から第5回目：第1回学資年金支払基準日の毎年の応当日

(1) こども祝金なし型

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、学資年金、死亡保険金をお支払いします。

学資年金開始日前		学資年金開始日以後 ^③	
死亡保険金		学資年金	
支払事由	学資年金開始日前に死亡したとき	【第1回学資年金】 学資年金開始日（第1回学資年金支払基準日）に生存しているとき	【第2回から第5回学資年金】 第1回学資年金支払基準日の毎年の応当日に生存しているとき
	別表2 ^④ の金額	基準保険金額 ^⑤ と同額	第1回学資年金の支払額の50%
受取人	契約者 ^⑥		

③次のいずれかに該当した場合は、残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額を、契約者に支払います。

- ・契約者による学資年金の一括支払の請求があった場合（詳細は、「7. 保障内容」の「学資年金の支払方法の変更」を確認ください。）
- ・被保険者が死亡した場合
- ・後継保険契約者の故意により契約者が死亡した場合

④別表2参照

⑤基準保険金額

学資年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。

⑥契約者

契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

(2) こども祝金あり型

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、学資年金、こども祝金、死亡保険金をお支払いします。

学資年金開始日前		学資年金開始日以後 ^①	
こども祝金		死亡保険金	学資年金
支払事由	次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存していたとき 5歳10ヵ月 11歳10ヵ月 14歳10ヵ月	学資年金開始日前に死亡したとき	【第1回学資年金】 学資年金開始日（第1回学資年金支払基準日）に生存しているとき
			【第2回から第5回学資年金】 第1回学資年金支払基準日の毎年の応当日に生存しているとき
支払額	基準保険金額 ^② の20%	別表2 ^③ の金額	基準保険金額 ^② と同額
受取人	契約者 ^④		

① 次のいずれかに該当した場合は、残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額を、契約者に支払います。

- ・契約者による学資年金の一括支払の請求があった場合（詳細は、「7. 保障内容」の「学資年金の支払方法の変更」を確認ください。）
- ・被保険者が死亡した場合
- ・後継保険契約者の故意により契約者が死亡した場合

②基準保険金額
学資年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。

③ 別表2参照

④契約者
契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険料の払込みが免除される場合

契約者が保険料払込期間中に死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。

保険料の払込みを免除できない場合については、「16. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

学資年金の支払方法の変更

学資年金開始日以後に、学資年金の支払方法を変更することができます。

- 学資年金について、一時金でのお支払い（学資年金の一括支払）に変更することができます。
お支払いする金額は残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときに学資保険は消滅します。

こども祝金の支払方法

この項目はこども祝金あり型の取扱いに関する記載です。

こども祝金は自動的に据置かれます。

- こども祝金は、支払事由に該当した日から**所定の利率**^①により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。
- 据置かれたこども祝金は、次のときに契約者にお支払いします。
ただし、契約者が死亡している場合は後継保険契約者にお支払いします。^②
- ・契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき
- 据置かれたこども祝金は、学資年金開始日に学資年金の支払額の増額にあてられるため、学資年金開始日以後引出すことができなくなります。
- 据置かれたこども祝金を請求する場合は、インターネットまたは必要書類の提出により手続きください。^③（2025年1月現在）



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

② 詳細は、「8. 後継保険契約者」を確認ください。



③ 請求手続の詳細は、ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターにご連絡のうえ確認ください。

また、当社ホームページでも参照できます。



注意

■次の場合、学資保険は消滅します。

- ・保険期間が満了したとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・次のいずれかにより契約者が死亡したとき
 - 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
(ただし、保険料払込期間中のときに限ります。)
 - 後継保険契約者の故意
 - 戦争その他の変乱
(ただし、保険料の払込みを免除しない場合に限ります。)
- ・学資年金の一括支払を行ったとき

8

後継保険契約者

後継保険契約者の指定

契約者は、あらかじめ当社所定の範囲内で後継保険契約者を1人指定ください。

○後継保険契約者は、契約者が保険期間中に死亡した場合に**契約者の権利および義務^①**のすべてを引き継ぎ、学資年金、こども祝金および死亡保険金を受取る人です。

○後継保険契約者は次の範囲内で指定ください。

- ・被保険者
- ・被保険者の両親・親族
- ・その他被保険者を扶養する人

被保険者を後継保険契約者とみなす取扱い

○後継保険契約者の死亡後に、契約者により新たな後継保険契約者への変更^②が行われていない場合、被保険者を後継保険契約者とみなします。

①契約者の権利および義務
学資年金を受取る権利や住所変更をした際に当社へ通知する義務等をいいます。

②後継保険契約者の変更については、
「20. 契約者等の変更」を確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
保険金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

9

配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

<学資年金開始日前>

- 学資年金開始日前に、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられた配当金は、次の契約応当日から**所定の利率**^①により計算した利息をつけて積立てます。^②
- 積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。
- ・契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき

<学資年金開始日>

- 学資年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および学資年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、学資年金開始日に学資年金の支払額の増額にあてられます。

<学資年金開始日後>

- 学資年金開始日後に割当てられた配当金は、学資年金とともに学資年金の受取人にお支払いします。



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。



注 意

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

10 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、金融機関等への振込扱があります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。

① 銀行等の金融機関
当社が指定した銀行等の金融機関に限り
ます。

② 保険料口座振替扱
特約を付加してい
た
だ
き
ま
す。
当
社
が
特
約
の
付
加
を
取
扱
っ
て
い
な
い
場
合
は、
口
座
振
替
扱
へ
の
変
更
は
で
き
ま
せ
ん。

③ 保険料の払込回数
は相互に変更する
こ
と
が
で
き
ま
す。
こ
の
場
合、
当
社
所
定
の
契
約
応
当
日
か
ら
保
険
料
の
払
込
回
数
を
変
更
し
ま
す。
な
お、
保
険
料
の
払
込
み
が
免
除
さ
れ
た
と
き
は
変
更
で
き
ま
せ
ん。



④ 所定の率
率については、当社
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ
を
参
照
く
だ
さ
い。



⑤ 所定の利率
利率は金利水準等
に
よ
り
変
動
す
る
こ
と
が
あ
り
ま
す。
利
率
に
つ
い
て
は、
当
社
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ
を
参
照
く
だ
さ
い。

⑥ 消滅等
ご契約の減額や保険
料
の
払
込
み
の
免
除
等
を
含
み
ま
す。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^③

- 月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。
- 年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

まとめて 払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込み い た だ き ま す。 こ の 場 合、 所 定 の 率 ^④ で 保 険 料 を 割 引 き ま す。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所 定 の 利 率 ^⑤ で 保 険 料 を 割 引 き ま す。 ま と め て 払 込 ま れ た 保 険 料 は、 所 定 の 利 率 ^⑤ に よ り 計 算 し た 利 息 を つ け て 積 立 て、 契 約 応 当 日 ご と に 保 険 料 に 充 当 し ま す。

○一括払込または前納を利用した場合、ご契約が消滅等^⑥したときには、一括払込または前納した保
険
料
の
残
額
が
あ
れ
ば
契
約
者
に
払
戻
し
ま
す。



■基準保険金額を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われ、一括払込
ま
た
は
前
納
し
た
保
険
料
の
残
額
を
契
約
者
に
払
戻
し
ま
す。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
保険金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

ご契約の消滅等^①により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

①消滅等
ご契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

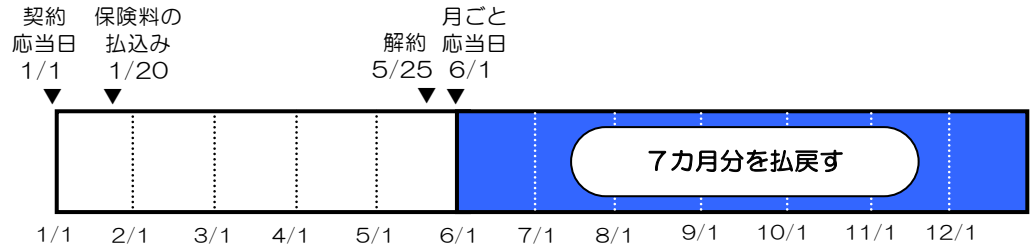
保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、ご契約の消滅等 ^① により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月ごと応当日から、その月ごと応当日の属する保険料期間 ^② の末日までの月数

②保険料期間
「11. 保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

＜ご契約の消滅等による払戻しの例＞

【年払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日
保険料の払込み：1月20日 解約：5月25日

○保険料の払込みが不要となった日はご契約を解約した5/25であり、その翌日以後最初に到来する月ごと応当日は6/1となります。
したがって、6/1から12/31までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。



■保険料の払込回数が月払のご契約については、上記「ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）」の取扱いはありません。

11

保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

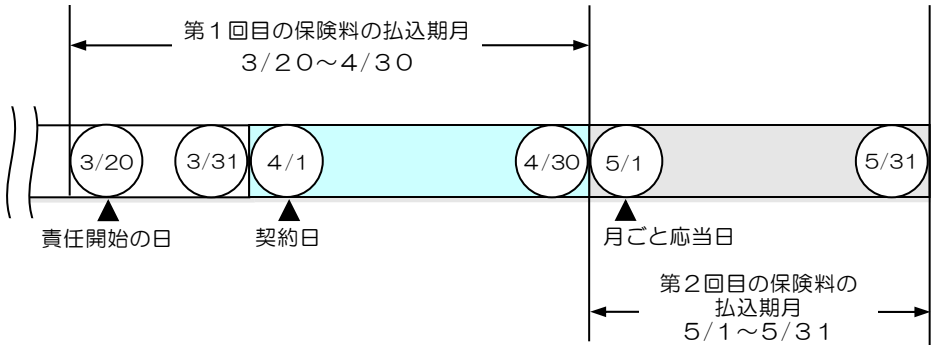
毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

	払込期月
第 1 回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第 2 回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の 1 日から末日まで

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日
○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。
○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。



■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内します。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。^①

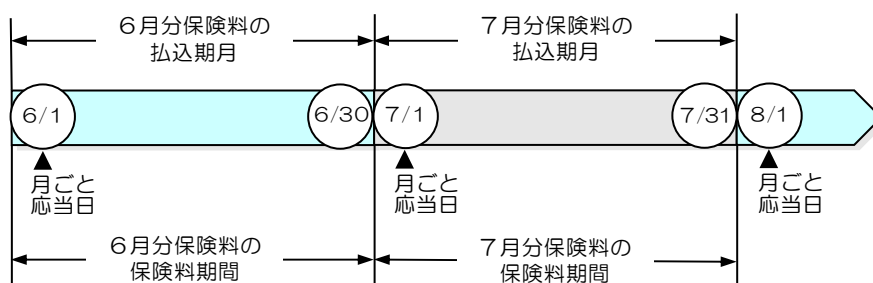
○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

^①第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

《保険料期間の例1》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

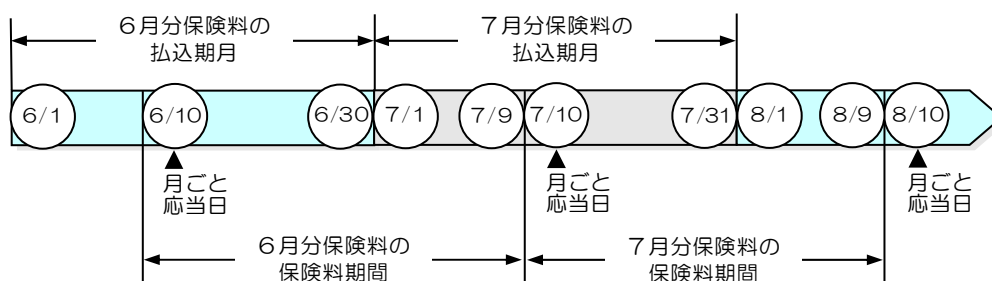


- ・6月分保険料で、6/1～6/30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/1～7/31の期間を保障します。

《保険料期間の例2》

【月払契約】 契約日：4月10日 月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6/10～7/9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/10～8/9の期間を保障します。

12 保険料の払込みの案内とご契約の解除

保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

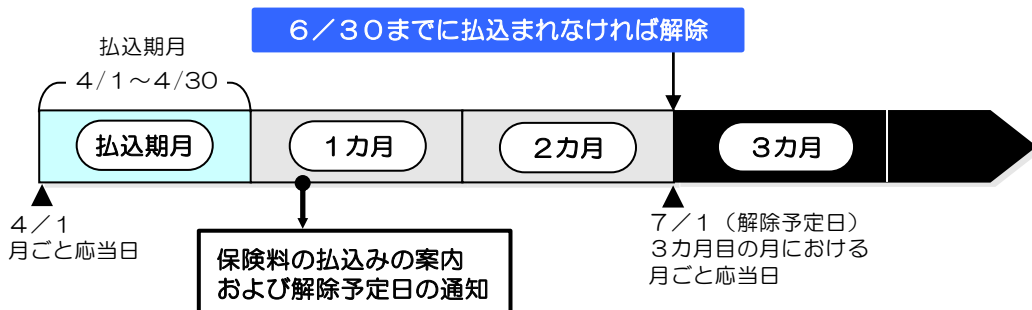
○払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。

- ・保険料の払込みの案内（催告^①）
- ・解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること

○解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

《保険料の払込みの案内とご契約の解除の例》

【月払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



○解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いてお支払いします。



注意

■この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^②

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^③
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。

■解除予定日の前日が営業日^④でない場合であっても、解除予定日は変更されません。

■解除されたご契約を元に戻すことはできません。

①催告

払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

②詳細は、「18. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③詳細は、「21. 住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

④営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2024年10月現在の取扱いです。）

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

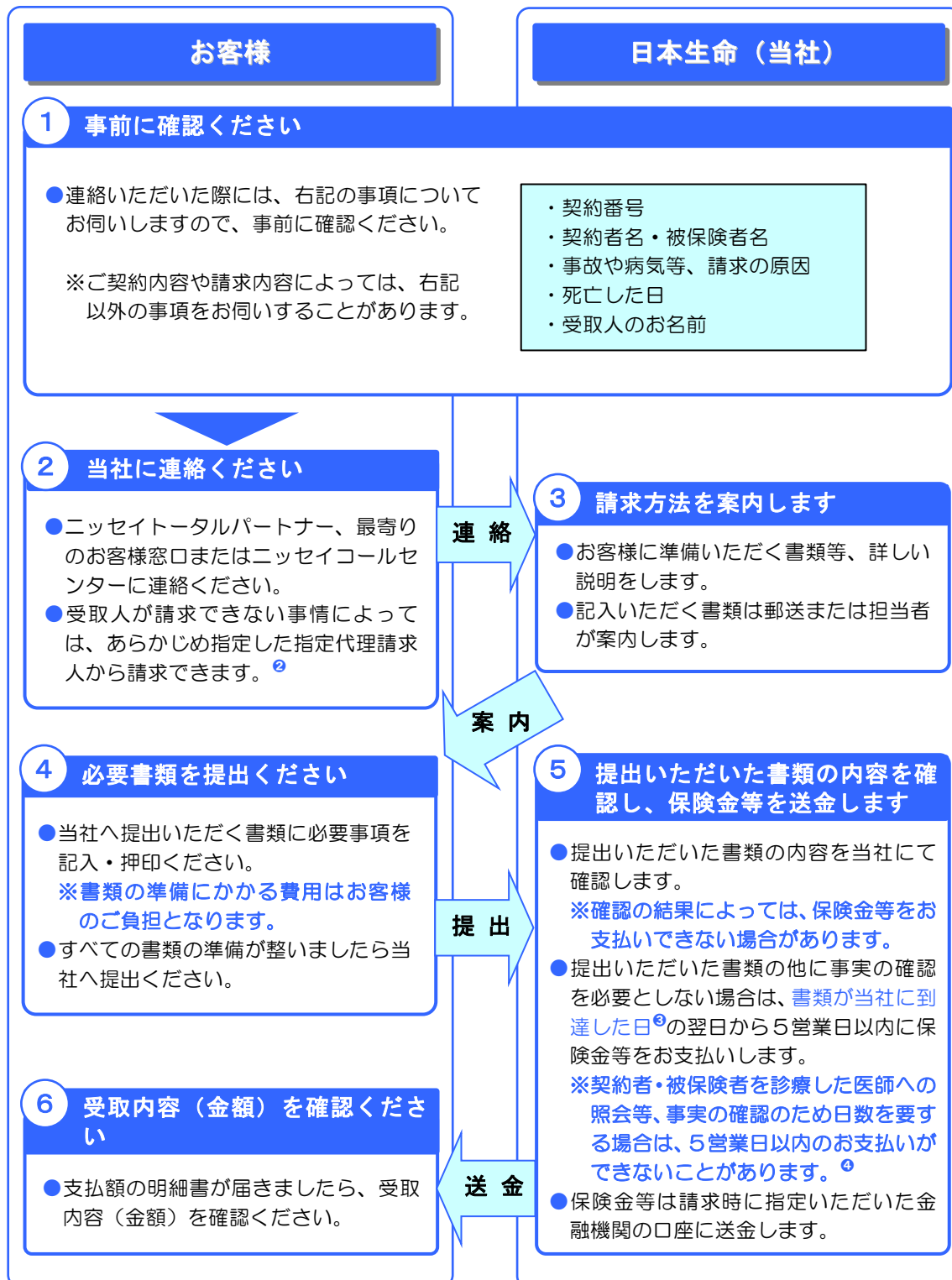
その他生命保険に関するお知らせ

13 保険金等の請求

保険金等の請求手続の流れ

保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○保険金等は次の請求手続の流れに沿って保険金等の受取人から行ってください。^①



^①こども祝金については、請求手続が異なります。

詳細は、「7. 保障内容」の「こども祝金の支払方法」を確認ください。

^②詳細は、「14. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

^③書類が当社に到達した日
完備された書類が当社に到達した日をいいます。

^④5営業日以内のお支払いができない場合には、次ページを確認ください。

^⑤確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員^⑤が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。
また、契約者・被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

保険金等のお支払いの時期

保険金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に保険金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^①以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^② ア. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 死亡保険金のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^③ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■保険金等をお支払いするための確認等の際し、**契約者^④**または被保険者が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^⑤は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いできません。

①営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2024年10月現在の取扱いです。）

②(2)に該当しない場合に限りします。

③(1)の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限りします。

④契約者

契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

⑤当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

保険金等のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

○ご契約の解除や保険金等のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、次の相談窓口までお問合せください。

■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただきます。
ことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただかず、第三者に相談をお考えのお客様には、**社外弁護士^①**を紹介し、**無料**でご相談いただける「**社外弁護士相談制度**」を開設しています。

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120-227-580

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※上記の事務局へ予約のうえでの相談となりますので、ご了承ください。

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただきます。
ことがありますので、あらかじめご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「**支払サービス審査会^②**」にて審議を行います。

①社外弁護士

当社とは顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

②支払サービス審査会

保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定
の適切性の審査等を行い、支払担当部門
に保険金・給付金に関する勧告を行う機
関です。

死亡保険金の支払方法の選択

死亡保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

(1) 年金支払

○死亡保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

(2) 据置支払

○死亡保険金の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。



■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

14 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

受取人が保険金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ契約者の指定代理請求人を指定ください。

○契約者が死亡した場合、後継保険契約者が保険金等の受取人となります。
この場合、後継保険契約者は、保険金等を請求できないときに代理請求できる指定代理請求人を新たに指定することができます。
なお、これまで指定されていた契約者の指定代理請求人は、代理請求することができなくなります。

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	受取人が保険金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他保険金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の 範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 (1) 契約者 ^① と次の関係にある人 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、契約者 ^① と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 後継保険契約者 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる 保険金等	・学資年金 ・こども祝金 ・死亡保険金

①契約者
契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

○契約者^①は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。

○指定代理請求人には、支払事由および代理請求できる旨を伝えてください。



■指定代理請求人はあくまでも保険金等を契約者^①の代理で請求できる方であり、保険金等の受取人は契約者^①ご自身となります。

■指定代理請求人として保険金等を請求できない場合があります。
故意に保険金等の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として保険金等を請求できません。

■保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金等を請求いただいてもお支払いできません。

指定代理請求制度を利用することで、保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難な場合でも、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。そのほか、法律上の制度として、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護・支援する成年後見制度があります。成年後見制度を利用することで、判断能力が不十分な場合でも、後見人等を介して、契約などの法律行為をすることができます。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

■法定後見制度

既に判断能力が不十分な方々を保護・支援するための制度で、判断能力の程度など本人の事情に応じて、3つの制度（後見・保佐・補助）に分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



■任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理等に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

（2024年10月現在）



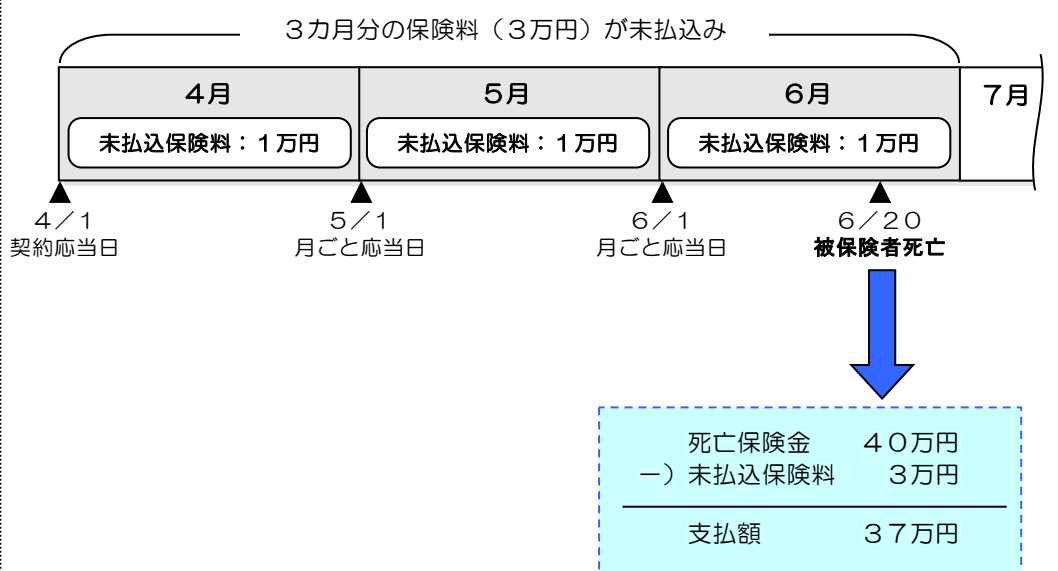
15 保険金等のお支払い時の保険料の精算

保険金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、保険金等から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○保険金等の支払事由に該当した場合で、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする保険金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^{①②}

《未払込保険料がある場合の保険金等のお支払い例》

- ・死亡保険金額：40万円
- ・4月、5月、6月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- ・被保険者が6/20に死亡



① ことも祝金からは未払込保険料を差引きません。

② 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料が払込まなければ、保険料の払込みを免除できません。



■ お支払いする保険金等から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、保険金等をお支払いできません。

16 保険金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。^①

(1) 支払事由に該当しない場合

○保険金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

(2) 免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金等をお支払いできません。

免責事由は、次のとおりとなります。

<死亡保険金の免責事由>

契約者の故意による被保険者の死亡^②の場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。この場合、解約払戻金をお支払いします。^③

<保険料の払込みを免除できない場合>

次のいずれかに該当した場合、保険料の払込みを免除できません。この場合、責任準備金をお支払いします。^④

- ・責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
- ・後継保険契約者の故意による契約者の死亡

また、保険料払込期間満了日の翌日以降であっても、後継保険契約者の故意により契約者が死亡した場合、ご契約は消滅し、学資年金はお支払いできません。この場合、学資年金開始日前の死亡のときは責任準備金^⑤を、学資年金開始日以後の死亡のときは残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額をお支払いします。

(3) 告知義務違反^⑥による解除の場合

○契約者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社はご契約を解除することがあります。

この場合、保険料の払込みを免除できず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^⑦ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険料の払込みを免除します。

(4) 詐欺による取消の場合

○契約者または被保険者の詐欺によりご契約の締結等が行われたものと認められる場合、当社はご契約を取消することがあります。

この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(5) 不法取得目的による無効の場合

○契約者が保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結等が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。

この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

①お支払いできない場合や払込みを免除できない場合の詳細は、約款を確認ください。

②契約者の故意による被保険者の死亡
契約者が死亡した場合は、契約者の権利・義務を引継いだ後継保険契約者の故意による被保険者の死亡が免責事由となります。

③免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。

④契約者の死亡時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。

⑤告知義務違反
「4. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

⑥未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

(6) 重大事由による解除の場合

○次の(A)～(E)の事項に該当した場合、当社のご契約を解除することがあります。

この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^① また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(A) 契約者^②または被保険者^③が保険金等(保険料の払込みの免除を含みます。)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^④

(B) 保険金等(保険料の払込みの免除を含みます。)の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき^④

(C) ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

(D) 契約者^⑤または被保険者が、反社会的勢力^⑥に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^⑦を有していると認められるとき

(E) 上記(A)～(D)のほか、当社の契約者^⑤または被保険者に対する信頼を損ない、当社がご契約の存続が困難と判断する、上記(A)～(D)と同等の重大な事由があるとき

(7) 保険金等を削減して支払う場合

○戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が学資保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

○戦争その他の変乱が原因で保険料の払込みの免除事由に該当した場合、該当する契約者の数の増加がご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全部について、払込みを免除しない場合があります。

① 未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

② 契約者

保険料の払込みの免除の場合は契約者を除きます。

③ 被保険者

死亡保険金の場合は被保険者を除きます。

④ 未遂の場合を含みます。

⑤ 契約者

契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

⑥ 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑦ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

保険料の払込みを免除できる場合・免除できない場合の事例

※保険料の払込みを免除できる場合、または免除できない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。
 なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなる場合があります。

告知義務違反

○ 保険料の払込みを免除できる場合

正しく告知を行って加入し、責任開始の日から1年後に「肝がん」で契約者が死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、保険料の払込みを免除します。

✕ 保険料の払込みを免除できない場合

「肝硬変」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に「肝硬変」が悪化して契約者が死亡した場合。

告知義務違反に該当し、ご契約は解除となるため、保険料の払込みを免除できません。

解 説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

この場合、保険料の払込みを免除できません。

○ご契約を解除した場合でも、保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険料の払込みを免除します。

①詳細は、「4. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の
請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

17 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者^①はいつでもご契約の解約を請求することができます。^{②③}
 解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイ
 トータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は保険金
 等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。
 したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、
 ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○解約払戻金額は死亡保険金額を上限とします。

○解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険期間、こども祝金の有無等により異なります。

①契約者

契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

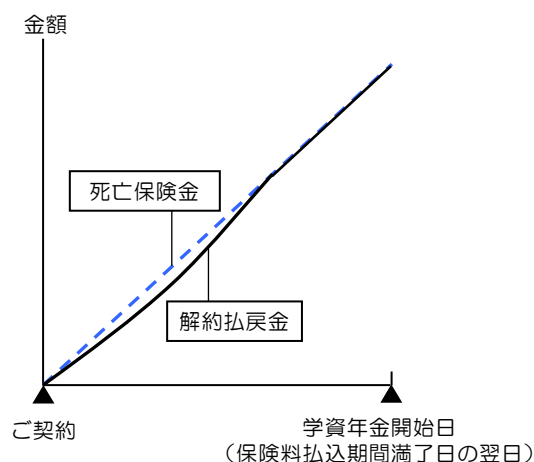
②第1回学資金支払基準日が到来している場合は、解約を請求することができません。

③解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「19. ご契約後の保障内容の見直し」の「基準保険金額を減額し、保険料の負担を軽減することができます。」を確認ください。

《解約払戻金と死亡保険金のイメージ》

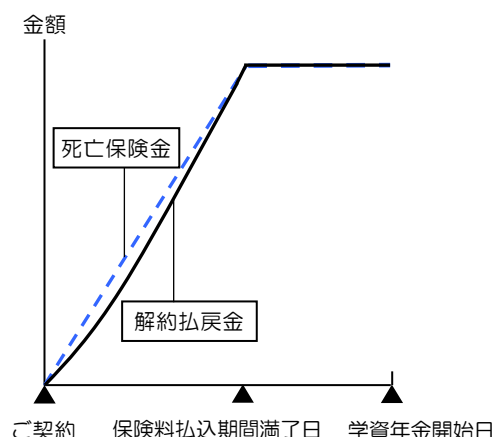
【例1】こども祝金なし型

(「学資金開始日＝保険料払込期間満了日の翌日」の場合)

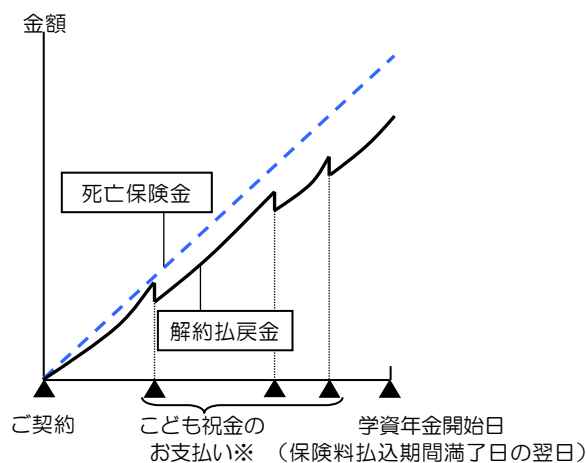


【例2】こども祝金なし型

(「学資金開始日≠保険料払込期間満了日の翌日」の場合)



【例3】こども祝金あり型



※こども祝金のお支払いにより、解約払戻金が減少します。^④

④こども祝金は次の満年齢に達した日の直後の2月1日にお子さまが生存していたときにお支払いします。

- ・ 5歳10カ月
- ・ 11歳10カ月
- ・ 14歳10カ月

なお、こども祝金は自動的に据置かれ、これにより解約払戻金が減少します。

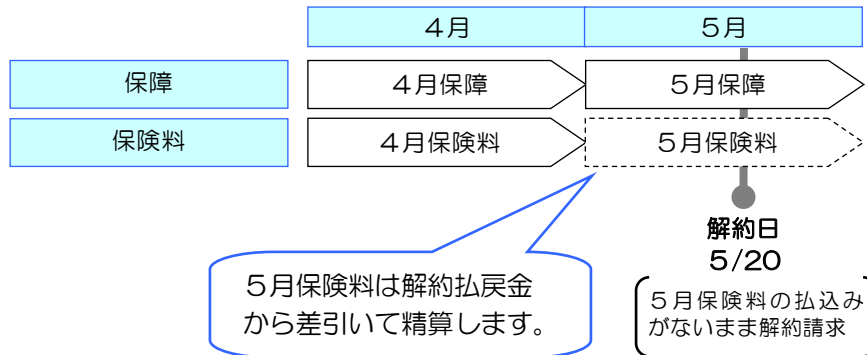
○解約請求時までに到来している**保険料期間**^①の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

① 保険料期間
「11. 保険料の払込期月・保険料期間」参照

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

《解約請求時の未払込保険料の取扱例》

【例】 契約応当日：4/1 解約日：5/20 保険料の払込回数：月払



解約後の保障期間

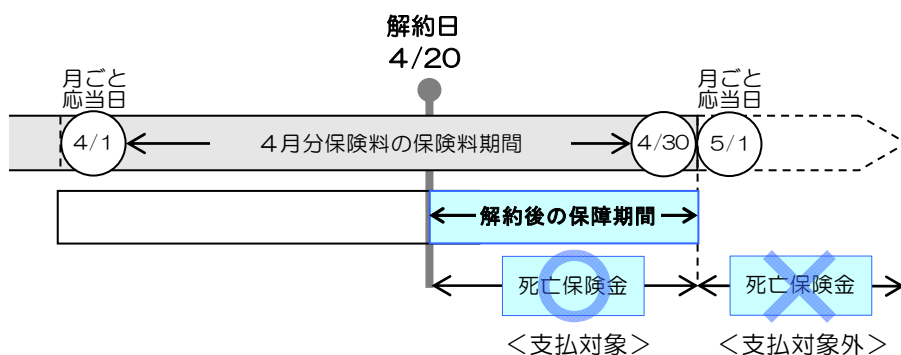
当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に支払事由に該当した場合は、死亡保険金の支払対象となります。

ただし、保険料の払込みの免除については解約後の保障の継続はありません。

《死亡保険金の例》

【例】 解約日：4/20 保険料の払込回数：月払



○死亡保険金の支払事由該当時のご留意点

- ・解約払戻金をお支払いした後に死亡保険金をお支払いする場合、支払額は死亡保険金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。
- ・解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は**契約者①**に対し、ご契約の解約を請求することができます。

○ **一定の条件②**に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづきご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

○ 被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。



■ 被保険者は当社に対し、直接ご契約の解約を請求することはできません。
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

①契約者

契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

②一定の条件

被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。

例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

債権者等による解約

債権者等③によるご契約の解約④⑤は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。

○ 解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、死亡保険金の支払対象となります。

③債権者等

・ 差押債権者
・ 破産管財人 等

④ 基準保険金額の減額を含みます。

⑤ 学資年金開始日前に限りです。

18 契約貸付制度

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。^①
なお、貸付金には所定の利息が付利されます。

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。	
	貸付金額の上限	解約払戻金額の5割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額 ^{②③}
	貸付金額の下限	当社の定める金額
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ^④ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。	
利息	所定の利率 ^⑤ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。	
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。	
精算	- 学資年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されていない場合は、責任準備金から貸付金の元利金を差引精算します。 精算後の責任準備金により計算される第1回学資年金の支払額が当社の定める限度を下回る場合は、学資年金のお支払いを行わず、精算後の責任準備金を一時に契約者にお支払いします。この場合、学資年金開始日の前日にご契約は消滅し、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を支払うべき金額から差引きます。 - 死亡保険金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、死亡保険金、解約払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。	

- 貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。
- すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
 - 貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。^④



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせてご確認ください。

① 貸付は、学資年金開始日前に限り行います。

② 貸付時期が次の場合、保険料相当額の差引きは行いません。

- ・保険料払込済後
- ・保険料の払込みが免除されている期間

③ 年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の1/2分の3になります。

④ 貸付期間の満了日が学資年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は学資年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



⑤ 所定の利率
利率は金融情勢等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

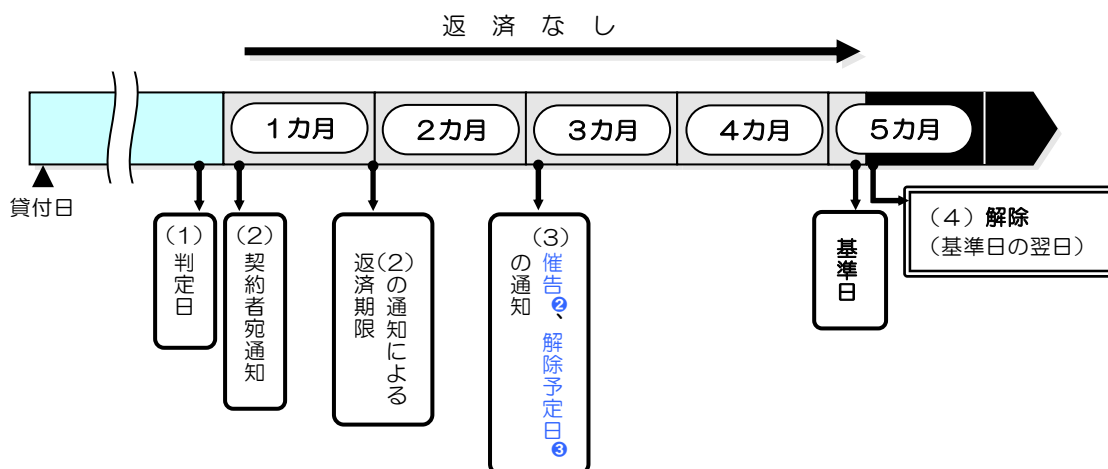
貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、**基準日**^①においてその金額が解約払戻金額を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。
当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

《ご契約が解除されるまでの例》



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 ・貸付金の元利金の返済の催告 ・基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。

判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、**新たな基準日**^④をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

①基準日

「毎月の判定日の5ヵ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

②催告

貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

③解除予定日

「基準日の翌日」をいいます。

④新たな基準日

「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。



■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^①

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

①詳細は、「21. 住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。

この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



■保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

19 ご契約後の保障内容の見直し

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて、保障見直し制度を利用し、必要な保障内容への見直しができます。

(当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

○現在のご契約の責任準備金等(見直し価格)を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。



■保障見直し制度をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、例えば次の場合には、当制度を利用することができません。

- ・申出時に当社が当制度を取扱っていない場合
- ・契約日から2年を経過していない場合
- ・被保険者の健康状態等についての告知や診査の結果、当制度が利用できない場合
- ・保険料の払込みが免除された場合

基準保険金額を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

○基準保険金額を減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。

○解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。

○減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。^①



■次に該当する場合、基準保険金額の減額はできません。

- ・減額後の基準保険金額が**当社の定める限度^②**を下回る場合
- ・保険料の払込みが免除された場合
- ・学資年金開始日が到来している場合

※上記のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^③

この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

①減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「17. 解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。



②当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

③詳細は、「18. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

20 契約者等の変更

契約者の変更

契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、ご契約の権利および義務をお子さまの親族またはお子さまの扶養者に引継ぐことができます。

○新たに契約者となる人は、「告知書^①」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。^② なお、健康状態によってはお取扱いできない場合があります。

○契約者の変更は、当社が承諾した時から効力が生じます。

○所定の金額を授受したうえ、将来の保険料をあらためます。



■次に該当する場合、契約者の変更はできません。

- ・新たに契約者となる人の契約日における年齢等が所定の範囲をこえているとき
- ・新たに契約者となる人が、被保険者の両親・親族その他被保険者を扶養する人以外の人であるとき
- ・保険料の払込みが免除されたとき

①告知書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

②第1回学資年金支払基準日が到来している場合等、告知が不要となる場合があります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

後継保険契約者の変更

契約者は、後継保険契約者を変更することができます。
また、契約者が死亡した場合、後継保険契約者の変更は、後継保険契約者が行うことができます。

○後継保険契約者^①の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類^②を提出ください。

○後継保険契約者を変更する場合、次の範囲内で変更ください。

- ・被保険者
- ・被保険者の両親・親族
- ・その他被保険者を扶養する者

①後継保険契約者
「8. 後継保険契約者」参照

②必要書類
別表1 参照

遺言による後継保険契約者の変更

契約者の遺言によって後継保険契約者の変更を行うこともできます。
また、契約者が死亡した場合、後継保険契約者の変更は、後継保険契約者の遺言によって行うこともできます。

○遺言^③による後継保険契約者の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。^④

なお、遺言による後継保険契約者の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

○後継保険契約者を変更する場合、次の範囲内で変更ください。

- ・被保険者
- ・被保険者の両親・親族
- ・その他被保険者を扶養する者

③遺言
法律上有効な遺言に限ります。

④後継保険契約者の遺言による変更の場合は、後継保険契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。



■後継保険契約者の変更の通知が当社に到達する前に変更前の後継保険契約者に保険金等をお支払いしたときは、その後、変更後の後継保険契約者から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等を変更後の後継保険契約者にお支払いできません。

21 住所等の変更に伴う手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越し等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

〇次のような場合は、ニッセイTOTALパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・後継保険契約者の変更
- ・契約者の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・改姓・改名
- ・保険料払込方法の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- ・お子さまの出生状況
(お子さまの出生前に加入された場合)

等



一部の手続きについては、日本生命アプリ・当社ホームページからも実施いただけます。
日本生命アプリ・当社ホームページから実施いただける手続きについて、こちらより確認いただけます。



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した**保険料の払込みの案内および解除予定日の通知**^①が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることになります。

①保険料の払込みの案内および解除予定日の通知

「12. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」参照

22 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2024年10月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。
今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

この保険の保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

＜所得税＞

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

＜住民税＞

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。 ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

◀「控除証明書」の送付時期▶

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①
ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

①保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

保険金等の税法上の取扱い

保険金等の受取りにあたっては、税金がかかります。

○学資年金、こども祝金、死亡保険金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。

学資年金	所得税 ^② (雑所得)
こども祝金	所得税 ^② (一時所得)
死亡保険金	

②所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。
(2024年10月現在)

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

23 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供することがあります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所・氏名・職業等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）^①

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （１）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （２）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （３）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （４）その他保険に関連・付随する業務

なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやピラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （１）保険取引に関する支払調書作成事務
- （２）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （３）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （４）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （５）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （６）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （１）あらかじめお客様の同意がある場合
- （２）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （３）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- （４）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- （５）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。



① 2025年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
保険金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業員・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞：0120-147-369（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3 を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

＜お問合せ先＞

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構^①

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加えることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
 高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$
 （※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 （※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



① 2024年10月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

「契約にあたって

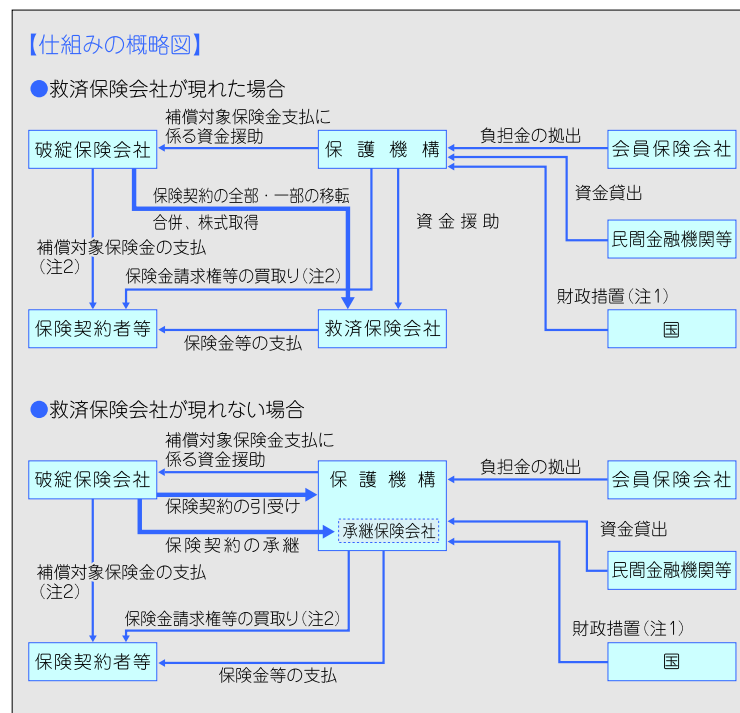
しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

「契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ



（注１）上記の「財政措置」は、２０２７年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、＊２に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て２０２４年１０月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。（最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）で確認できます。）

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL ０３－３２８６－２８２０

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前９時～正午、午後１時～午後５時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

支払査定時照会制度

（他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用）^①

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- （１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- （２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- （３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) をご確認ください。



① 2024年10月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

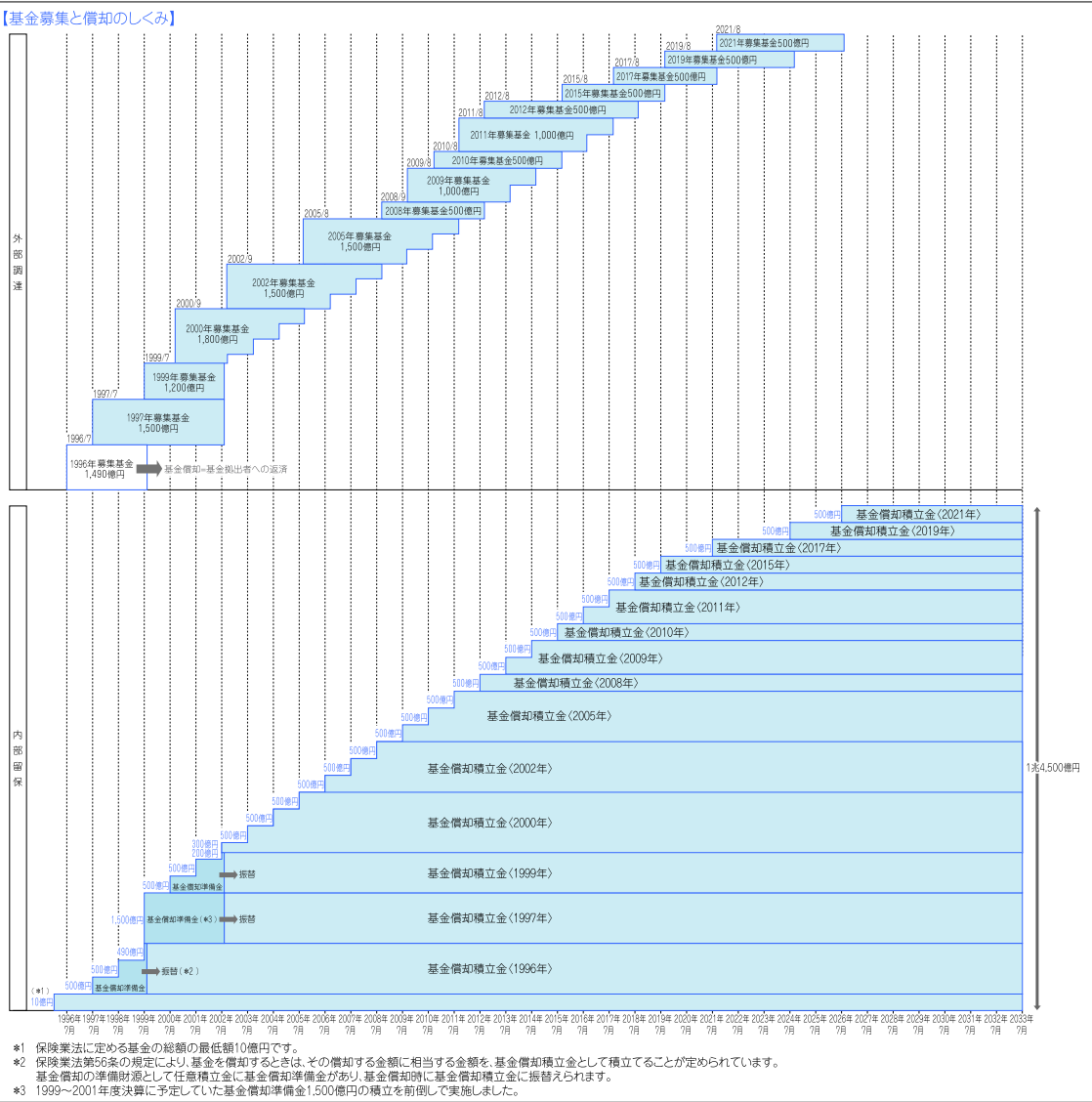
その他生命保険に関するお知らせ

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
①募集額	500億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	4年	4年	5年	5年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆4,500億円となっております。



(2025年1月現在)

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。
- 当社は、相互会社制度を通じ、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から選出された総代により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。
- 「社員」は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年5～6月に当社の支社等の店頭に掲示するポスターや当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- （注）傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。
 - ・「社員」のうち、前年度末において1年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。
 - ・総代会当日に、年齢が満18歳に達していること。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう社員投票を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
- また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年から毎年開催しています。
- 主なご意見・ご要望とその対応は、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保 険 用 語 の 説 明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
	学資年金 (がくしねんきん)	学資年金支払期間中の毎年の学資年金支払基準日に被保険者が生存している場合にお支払いするお金をいいます。
	学資年金開始年齢 (がくしねんきんかいしねんれい)	ご契約の締結の際に約定した学資年金のお支払いが開始される年齢をいいます。
	学資年金開始日 (がくしねんきんかいしび)	被保険者の年齢が、学資年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。
	学資年金支払基準日 (がくしねんきんしはらいきじゅんび)	学資年金支払基準日は次のとおりです。 ●第1回目 学資年金開始日 ●第2回目から第5回目 第1回学資年金支払基準日の毎年の応当日
	学資年金の現価 (がくしねんきんのげんか)	将来の学資年金をお支払いするために必要な現在の積立金をいいます。 (将来の学資年金の額を所定の利率で割引いて計算します。)
き	基準保険金額 (きじゅんほけんきんがく)	学資年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定いただきます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。 また、その人の生死が保険料の払込みの免除の対象とされる人をいいます。
	契約者または被保険者の年齢 (けいやくしゃまたはひほけんしゃのねんれい)	⇒「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」を参照ください。
	契約内容通知書 (けいやくないようつうちしょ)	ご契約の基準保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。

	保険用語	説明
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における契約者および被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕35歳7カ月の契約者の方の契約年齢は35歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	後継保険契約者 (こうけいほけんけいやくしゃ)	契約者が保険期間中に死亡した場合に契約者の権利および義務のすべてを引継ぎ、学資年金、こども祝金および死亡保険金を受取る人をいいます。
	告知義務 (こくちぎむ)	契約者はご契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書（告知入力画面）」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え（告知）いただくことを要します。 これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
	ご契約後の契約者または被保険者の年齢 (ごけいやくごのけいやくしゃまたはひほけんしゃのねんれい)	毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	こども祝金 (こどもいわいきん)	被保険者が所定の日に生存していた場合にお支払いするお金をいいます。
さ	催告 (さいこく)	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、契約者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。 ※契約者が死亡した場合は後継保険契約者が所定の範囲内で新たに指定した人をいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、保険金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、保険金等をお支払いします。
	死亡保険金 (しぼうほけんきん)	被保険者が死亡した場合に、お支払いするお金をいいます。
	診査 (しんさ)	医師扱のご契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等も含まれます。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を経営開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。

	保険用語	説明
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのう)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款（契約基本約款と給付約款から構成されます。）に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生死等が学資年金、こども祝金および死亡保険金に関する保障の対象とされる人をいいます。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。 この期間内に死亡した場合等に、保険金等の支払対象となります。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期（契約日）から起算して、満1カ年を第1保険年度とといいます。 以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間となります。 * 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額等に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、保険金等をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金等をお支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款（契約基本約款と給付約款から構成されます。）と特約約款があります。

	保険用語	説明
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

生命保険のお手続きやお問合せ

(2025年1月現在)

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●お客様番号(お客様ID)もしくは契約番号(証券記号番号)をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日、12/31～1/3を除く

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。



日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き



パソコン

<https://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索



スマートフォン



利用可能時間

月曜日	8:00～24:00	〔 出金手続・一部変更手続について 〕	
火～土曜日	24時間		月～土曜日 8:00～23:45
日曜日・祝日	0:00～20:00		日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、
12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

ダウンロードは
お済みですか？

まだお済みでない方は
「日本生命アプリ」を
いますぐダウンロード！



説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。

なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

しおりのページ

クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）	P11
健康状態等の告知義務	P15
責任開始（保障の開始）と契約日	P18
保険料の払込方法	P25
保険料の払込期月・保険料期間	P27
保険料の払込みの案内とご契約の解除	P29
保険金等をお支払いできない場合	P37
解約と解約払戻金	P40

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。

告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本 店
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021 (ニッセイコールセンター) (通話料無料)
〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉
0120-147-369 (通話料無料)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。

[Ⓒ日本24-4002] [登録年月日25/1/2] (商品開発部2025.1.10,000 No.5888)Ⓓ